

◎新潟県訓令第3号

農林水産部農産園芸課  
地域振興局

新潟県肥料検査規程（昭和43年5月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 農林水産部農産園芸課<br>地域振興局  | 農林水産部   |
| (検査権の行使)<br><b>第3条</b> 農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長（以下「課長等」という。）は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、検査員に検査を行わせるものとする。<br>2 課長等は、検査員でない者を検査員の指揮下に検査に従事させることができる。<br>3 (略)                        | (検査権の行使)<br><b>第3条</b> 農産園芸課長（以下「課長」という。）は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、検査員に検査を行わせるものとする。<br>2 課長は、検査員でない者を検査員の指揮下に検査に従事させることができる。<br>3 (略)  |
| (被検査者に対する配慮)<br><b>第4条</b> 課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。<br>2・3 (略) | (被検査者に対する配慮)<br><b>第4条</b> 課長は、常に独立行政法人肥飼料検査所と緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。<br>2・3 (略) |
| (無通告検査の原則)<br><b>第6条</b> 検査は、あらかじめ被検査者に通告しないで行うものとする。ただし、課長等が特に指示した場合は、この限りでない。  | (無通告検査の原則)<br><b>第6条</b> 検査は、あらかじめ被検査者に通告しないで行うものとする。ただし、課長が特に指示した場合は、この限りでない。  |
| (検査結果の報告)<br><b>第11条</b> 検査員は、検査の実施後、遅滞なく当該検査の結果について記録書を作成し、これを課長等に提出するものとする。  | (検査結果の報告)<br><b>第11条</b> 検査員は、検査の実施後、遅滞なく当該検査の結果について記録書を作成し、これを課長に提出するものとする。  |
| (検査の拒否等に対する措置)<br><b>第12条</b> 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は、直ちに課長等にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。  | (検査の拒否等に対する措置)<br><b>第12条</b> 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は、直ちに課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。  |